

令和7年度

第2回東京都北区いのち支える セーフティネット協議会

1. 令和7年度自殺予防対策事業 実施報告
2. 「救急医療と自殺企図者支援」
三宅 康史 委員（一般社団法人 臨床教育開発推進機構）
3. その他

令和8年1月15日（木）午後2時
北とぴあ 15階 ペガサスホール

1. 令和7年度自殺予防対策事業 実施報告

【職員対象】 ゲートキーパー研修、ゲートキーパー養成研修

日時	内容	対象者	参加者数
5月2日	北区における自殺対策事業の 役割と責務 大正大学地域構想研究所客員教授 竹島 正氏	部長級 課長級職員	54名
10月8日 10月9日	ゲートキーパー研修	新任者、転入者	168名
12月16日	ゲートキーパー研修	係長候補者	66名
12月17日	ゲートキーパー養成研修 東京自殺防止センター 村 明子氏	主任程度 窓口対応を行う職員	21名

【区民対象】ゲートキーパー研修

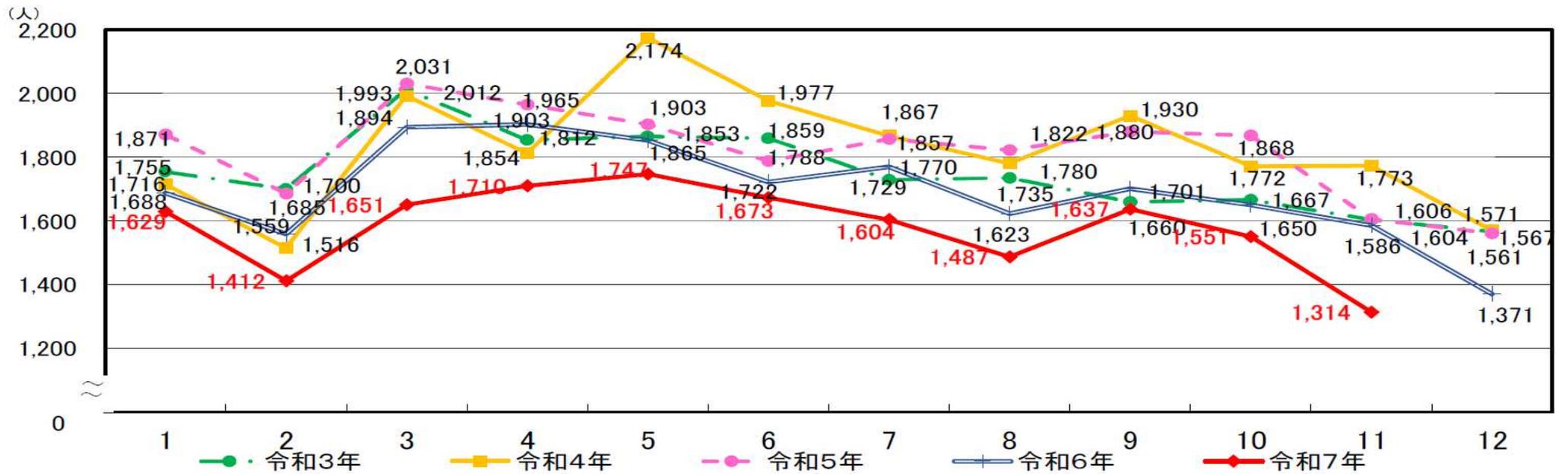
日時	内容	対象者	参加者数
8月8日	ゲートキーパーってなあに？ ～いきることに悩んでいる人に気づくには～ NPO法人メンタルケア協議会 西村 由紀 氏	一般区民 支援者	22名
1月21日	ゲートキーパー研修 いのち支えるセーフティネットづくり 川崎こころのケアセンター 稲富 正治 氏	民生・ 児童委員	280名 (予定)

【区民対象】ゲートキーパー養成講座・・・Lightringへ委託

日時	内容	対象者	参加者数
8月22日	基礎編①	区内在住 在勤 在学者	35名
10月9日	基礎編②		25名
1月13日	上記2講座の応用編		

自殺者数の最近の動向（月別総数）

令和7年12月17日現在



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和7年	合計	1,629	1,412	1,651	1,710	1,747	1,673	1,604	1,487	1,637	1,551	1,314	-	17,415
	男性	1,097	993	1,160	1,221	1,197	1,144	1,083	1,017	1,109	1,032	935	-	11,988
	女性	532	419	491	489	550	529	521	470	528	519	379	-	5,427
令和6年	合計	1,688	1,559	1,894	1,903	1,853	1,722	1,770	1,623	1,701	1,650	1,586	1,371	20,320
	男性	1,141	1,044	1,291	1,317	1,246	1,172	1,187	1,111	1,187	1,138	1,043	924	13,801
	女性	547	515	603	586	607	550	583	512	514	512	543	447	6,519
対前年増減数(月別) (7-6)	総数	-59	-147	-243	-193	-106	-49	-166	-136	-64	-99	-272	-	-
	男性	-44	-51	-131	-96	-49	-28	-104	-94	-78	-106	-108	-	-
	女性	-15	-96	-112	-97	-57	-21	-62	-42	14	7	-164	-	-
対前年増減率(月別) (7/6)	総数	-3.5%	-9.4%	-12.8%	-10.1%	-5.7%	-2.8%	-9.4%	-8.4%	-3.8%	-6.0%	-17.2%	-	-
	男性	-3.9%	-4.9%	-10.1%	-7.3%	-3.9%	-2.4%	-8.8%	-8.5%	-6.6%	-9.3%	-10.4%	-	-
	女性	-2.7%	-18.6%	-18.6%	-16.6%	-9.4%	-3.8%	-10.6%	-8.2%	2.7%	1.4%	-30.2%	-	-

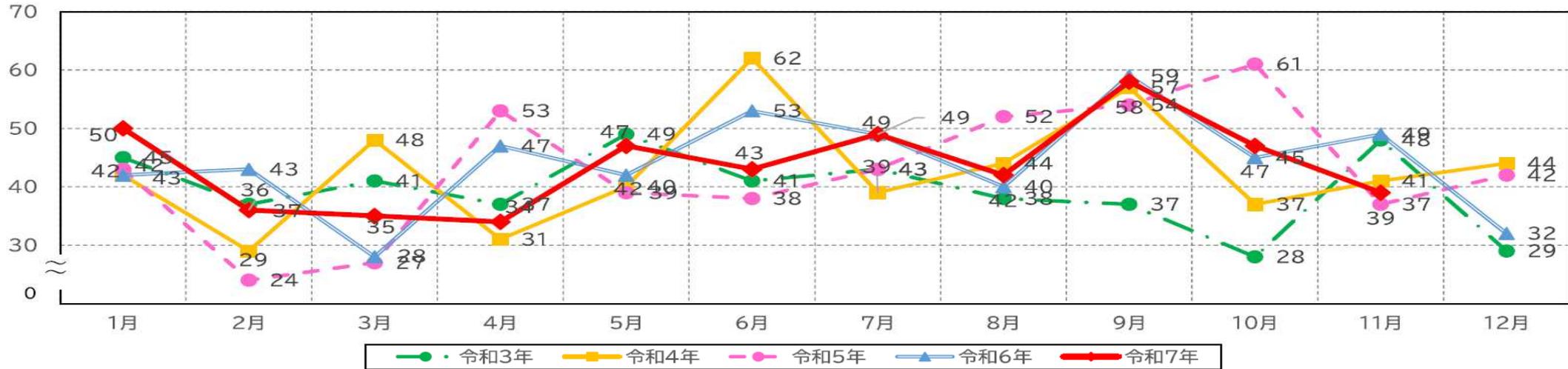
※令和6年は確定値、令和7年は暫定値。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

小中高生の自殺者数の最近の動向(月別総数)

令和7年12月17日現在

(人)



(単位:人)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	1月~11月
令和7年	小中高生計	50	36	35	34	47	43	49	42	58	47	39		480	480
	うち小学生	1	0	0	1	2	2	1	1	0	0	1		9	9
	うち中学生	10	13	12	8	14	13	11	15	19	19	18		152	152
	うち高校生	39	23	23	25	31	28	37	26	39	28	20		319	319
令和6年	小中高生計	42	43	28	47	42	53	49	40	59	45	49	32	529	497
	うち小学生	5	0	0	1	1	0	1	0	4	1	1	1	15	14
	うち中学生	18	14	10	16	13	15	17	10	13	12	15	10	163	153
	うち高校生	19	29	18	30	28	38	31	30	42	32	33	21	351	330
対前年増減数(月別) (7-6)	小中高生計	8	-7	7	-13	5	-10	0	2	-1	2	-10		-49	-17
	うち小学生	-4	0	0	0	1	2	0	1	-4	-1	0		-6	-5
	うち中学生	-8	-1	2	-8	1	-2	-6	5	6	7	3		-11	-1
	うち高校生	20	-6	5	-5	3	-10	6	-4	-3	-4	-13		-32	-11
対前年増減率(月別) (7/6)	小中高生計	19.0%	-16.3%	25.0%	-27.7%	11.9%	-18.9%	0.0%	5.0%	-1.7%	4.4%	-20.4%		-9.3%	-3.4%
	うち小学生	-80.0%	-	-	0.0%	100.0%	-	0.0%	-	-100.0%	-100.0%	0.0%		-40.0%	-35.7%
	うち中学生	-44.4%	-7.1%	20.0%	-50.0%	7.7%	-13.3%	-35.3%	50.0%	46.2%	58.3%	20.0%		-6.7%	-0.7%
	うち高校生	105.3%	-20.7%	27.8%	-16.7%	10.7%	-26.3%	19.4%	-13.3%	-7.1%	-12.5%	-39.4%		-9.1%	-3.3%

※令和6年は確定値、令和7年は暫定値。

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室

改正自殺対策基本法（令和8年4月施行）について

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要（令和7年6月11日公布）

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、**近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。**令和6年の児童生徒の自殺者数は、**529人で過去最多となった（平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍）。****10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。**
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加（第2条第6項・第7項）

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記（第3条第2項）
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記（第5条）

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定（第17条第3項）
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定（第18条）
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定（第19条第2項）
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定（第19条第3項）
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記（第20条）、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定（第21条）

4. 協議会（第4章）

- 地方公共団体は、第19条（自殺発生回避のための体制の整備等）及び第20条（自殺未遂者等の支援）の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができるとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討（附則第2条）

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加（改正法附則第3項）

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、3（第17条第3項部分）、4、6は、令和8年4月1日）

改正自殺対策基本法（令和8年4月施行）について こどもの自殺対策推進パッケージ

令和7年9月11日
こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

- ✓ こどもの自殺をめぐる深刻な状況に対処するため、こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月）や改正自殺対策基本法（令和7年6月公布）を踏まえ、関係省庁一丸となり、**関連事業・支援策を総合的に推進していく必要**
- ✓ こどもの自殺対策の実施に様々な機関や団体に関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により**連動性を持って取り組まれるべき施策を「こどもの自殺対策推進パッケージ」としてとりまとめ**

➡ 地方自治体においては、特に下線部の施策を中心に取り組むことにより、**自殺対策が地域を問わず着実に実行されるよう底上げを図る**

① 教育や普及啓発等	② リスクの早期発見・対応	③ 危機介入	④ 見守り・支援
<ul style="list-style-type: none"> • <u>SOSの出し方に関する教育・自殺予防教育の促進</u> 《文部科学省》 • 地方自治体によるゲートキーパー養成研修の実施支援【47億円の内数】《厚生労働省》 • 「心の健康」に関する指導の<u>着実な実施、啓発資料の周知</u> 《文部科学省》 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進</u> 《文部科学省》 • <u>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実</u> 【95億円】《文部科学省》 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援の推進</u> 【53億円の内数】《厚生労働省》 • <u>地域ネットワーク構築によるこども支援</u> 【10.0億円】《こども家庭庁》 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>地域ネットワーク構築によるこども支援</u> 【10.0億円】（再掲）《こども家庭庁》 • 地方自治体及び民間団体による<u>SNS相談体制の強化、こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入等</u>【48億円の内数】《厚生労働省》
<ul style="list-style-type: none"> 改 学校における精神保健に関する知識の向上 《文部科学省》 • 中高生を対象とした自殺対策に関する広報啓発【0.4億円】《こども家庭庁》 	<ul style="list-style-type: none"> 改 学校における心の健康保持のための健康診断等の措置 《文部科学省》 改 医療及び学校現場と連携した教職員向けガイドラインの作成及び広報等【0.3億円】《文部科学省》 • こどもの成長を見守るためのデータ連携基盤構築に向けた調査研究【0.8億円】《こども家庭庁》 	<ul style="list-style-type: none"> 改 <u>法定協議会（※）の運営に係るガイドラインの作成</u> 《こども家庭庁》 <p>（※）令和8年度から地方公共団体は協議会の設置が可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 年末年始等における孤独・孤立相談事業【2.6億円の内数】《内閣府》 • 教育委員会による24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談体制の整備【95億円の内数】《文部科学省》

※ 改 は改正自殺対策基本法を受けて今後実施・検討する事項
※ 【 】は令和8年度概算要求額

⑤ 要因分析・関係省庁の連携等	
<ul style="list-style-type: none"> • こどもの自殺の実態解明及び分析に当たっての課題把握【0.2億円】《こども家庭庁》 • 自殺未遂者支援を含む自殺対策に関する調査研究等の体制強化【6.0億円】《厚生労働省》 	<ul style="list-style-type: none"> • 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂 《文部科学省》 • 自死遺児・遺族支援団体に対する活動支援【47億円の内数】《厚生労働省》

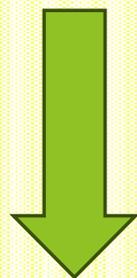
今後の北区自殺対策

協議会における検討内容案について

令和8年度

①第1回 子どもに関する分野

②第2回 地域（福祉、働く世代など）



北区自殺対策計画（第三次）策定

3. その他

令和8年6月頃

令和8年度 第1回

北区いのち支えるセーフティネット協議会

会場：北とぴあ（予定）

【参考】

令和8年1月

令和7年度

第2回 北区自殺対策推進本部幹事会

【書面開催】

令和8年2月

令和7年度

第2回 北区自殺対策推進本部